

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

- 2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。
- 3 第1項に規定する期間を経過した後に、履修を変更しようとする者は、当該講義開始後別に定めるところにより、変更手続きを行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得て登録授業科目を変更することができる。
- 5 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。
- 6 他の学部の学生は、授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。
- 7 他の学部の学生の履修登録は、学務課において行う。

(履修の制限)

第3条 履修登録を行うにあたっては、一の学年における登録授業科目の学外実習科目及び集中講義を除くその単位数の合計が原則として46単位を超えてはならない。ただし、3年次編入学生が1、2年次の配当科目を履修する場合及び所属学科が別に定める条件を満たす場合は、この限りではない。

- 2 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。
 - (1) 履修登録をしていない授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
 - (3) 授業時間が重複する授業科目
- 3 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。
 - (1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき
 - (2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(保育教育学科の履修)

第4条 体系的な履修を達成するため、学生は1年春学期に保育教育学科履修細則の説明を受け、1年秋学期までに4年間の履修計画を提出しなければならない。履修計画は学期ごとに見直すことができる。

- 2 学生は、学則第41条に定める教育職員免許状を取得する場合は、幼稚園教諭一種免許状あるいは小学校教諭一種免許状を基礎資格として、特別支援学校教諭一種免許状を取得することができる。
- 3 学生は、第3条第1項の単位制限の限りにおいて、学則第41条の2に掲げる資格を

取得することができる。

4 第1項の履修細則は、別に定める。

(地域文化学科の履修)

第5条 体系的な履修を達成するため、地域文化学科に2つの履修コースを設ける。各コースにおける人材育成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

(1) 日本文化コース

日本のことばと文学、歴史と文化を中心とした専門科目の学びにより、確かな言語力と豊かな感性を身につけ、日本や山陰地方の歴史や文化に対する理解を深め、地域社会において人とのつながりを尊重し文化に愛着を持ちながら幅広い分野で活躍できる人材を育成する。

(2) 国際文化コース

英語と異文化を中心とした専門科目の学びにより、実践的で確かな英語力を身につけ、欧米やアジアなど海外諸地域の歴史や文化に対する理解を深め、地域社会においてグローバル化に対応できる広い視野とコミュニケーション力を活かして活躍できる人材を育成する。

2 学生は、2年次にいずれかの履修コースを選択し、登録しなければならない。

3 あわせて、以下の各号に定める免許状を取得する場合は、その履修登録を学務課に提出しなければならない。

(1) 日本文化コース

中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校一種免許状（国語）

(2) 国際文化コース

中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

4 2年次春学期までの成績が評価基準に達した者は、前項のほか第3条第1項の単位制限の限りにおいて、第41条の2に掲げる資格の履修登録を提出することができる。

5 前項の成績評価基準については、別に定める。

(免許状等の履修要件)

第6条 学則第41条に掲げる免許状を取得しようとする者は、別表に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

2 学則第41条の2に掲げる資格を取得しようとする者は、別表に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

(試験の時期等)

第7条 学則第30条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第8条 第2条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第9条 学則第31条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げる

とおりとす。

- (1) 秀 90 点以上
- (2) 優 80 点以上
- (3) 良 70 点以上 80 点未満
- (4) 可 60 点以上 70 点未満
- (5) 不可 60 点未満

2 第 12 条第 1 項ただし書きに規定する再試験に合格した者の成績は、原則として 60 点とする。

3 第 2 条第 6 項により授業科目を履修した他の学部の学生の成績評価は、当該学生が所属する学部の学務課に送付する。

(学修成果の評価)

第 10 条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P 及び G P A の算出方法については、別に定める。

(追試験)

第 11 条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後 1 週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 12 条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第 3 号）を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第 13 条 試験（第 11 条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。）において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第 49 条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規程を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第 14 条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修（以下「再履修」という。）をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとするものは、第 2 条第 1 項の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

3 前項の履修登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従っ

て自己学習を行ったものに対して、学長は、第8条の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

4 第1項の授業科目については、第3条第2項第3号の規定は適用しない。

(その他)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

(1) 保育教育学科

科目区分	授業科目	単位数		授業を行う年次・学期と時間数								卒業単位	資格・免許の要件						
		必修	選択	授業時間数	1年次		2年次		3年次		4年次		一 種 免 許 状	幼 稚 免 許 状	小 学 免 許 状	特 別 支 援 学 校 教 諭 状	司 書 教 諭 資 格	保 育 士 資 格	
					春 学 期	秋 学 期	春 学 期	秋 学 期	春 学 期	秋 学 期	春 学 期								秋 学 期
学部共通基礎科目	人間と文化	哲学	2	30		30													
		心理学	2	30		30													
		文学	2	30	30														
		読書と豊かな人間性	2	30			30												
	人間と社会	市民社会と図書館	2	30				30											◎
		社会学	2	30	30														
		生涯学習概論	2	30			30												
	人間と自然	日本国憲法	2	30	30										◎	◎	◎		
		人間と自然	2	30	30														
		脳科学と心	2	30	30														
		栄養学	2	30			30												
		数理・データサイエンスへの誘い	2	30	30														
	体育	健康スポーツ概論	1	15		15									◎	◎	◎		◎
		健康スポーツⅠ	1	30	30										◎	◎	◎		◎
		健康スポーツⅡ	1	30			30												
		健康スポーツⅢ	1	30				30											
	外国語	基礎中国語	1	30	30														
		中国語	1	30	30														
		基礎韓国語	1	30	30														
韓国語		1	30	30															
基礎インドネシア語		1	30	30	30														
インドネシア語		1	30	30	30														
基礎ドイツ語		1	30	30	30														
ドイツ語	1	30	30	30															
学科基礎科目	ライフデザイン	スタートアップセミナー	1	30	30														
		キャリアデザインⅠ	1	30			30												
		キャリアデザインⅡ	1	30				30											
		保育教育職場体験活動Ⅰ	1	45	(45)														
		保育教育職場体験活動Ⅱ	1	45	(45)														
		保育教育職ボランティアⅠ	1	45				(45)											
		保育教育職ボランティアⅡ	1	45				(45)											
	言語リテラシー	英語Ⅰ	1	30	30										◎	◎	◎		◎
		英語Ⅱ	1	30	30										◎	◎	◎		◎
		海外語学研修A計画	1	30	(30)		(30)												
		海外語学研修A	2	30	(30)		(30)												
	情報リテラシー	海外語学研修B	2	30	(30)														
		情報機器の操作Ⅰ	1	30	30										◎	◎	◎		
	情報機器の操作Ⅱ	1	30	30										◎	◎	◎			
専門基幹科目	課題の発見と探究	表現研究（児童文化）Ⅰ	2	60	30	30													△
		表現研究（児童文化）Ⅱ	2	60		30	30												△
		言葉研究（読み聞かせ実践）	2	60	60														△
		保育教育文献講読	2	30				30											
		心理・教育統計調査法	2	30			30												
		教育・社会調査法演習	1	15					15										
		卒業研究基礎演習	2	30					(30)										
		卒業研究	4	120						(60)	(60)								

履修登録変更依頼書

年 月 日

学科・系	
学籍番号	
氏名	
変更科目名	
曜日・限	曜日 限
授業担当教員名	
履修登録内容 (該当に○をする)	1. 登録する 2. 登録を削除する
変更理由	
授業担当教員承認欄 (学生は記入しないこと)	
学務課処理欄 (学生は記入しないこと)	処理年月日 年 月 日 処理担当者 ⑩

※履修登録変更期間は、教務日程を確認すること。

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

再 試 験 願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
再試験の実施を必要とする理由	